

お知らせコーナー

お知らせ 募集します 催し物 教室・講座 スポーツ

平成31年度一時保育の申し込みを受け付けます

市役所保育課 ☎0587(32)1297

一時保育とは、保護者の労働、病氣、育児疲れなどで家庭での保育が一次的に困難となる場合に利用できる保育サービスです。

▼実施保育園 左表▼費用 児童の年齢や利用時間により異なります。詳しくは、市役所保育課、実施保育園で配布

一時保育 実施保育園	電話番号
子生和保育園	0587(32)7824
高御堂中央保育園	0587(21)2230
牧川保育園	0587(97)4410
(私)みのり保育園	0587(32)6810
(私)信電保育園	0587(32)7700
(私)明治保育園	0587(36)5630

市外へ進学する場合は国民健康保険の届け出を

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312

国民健康保険に加入している世帯の子どもが、修学のために親元を離れ、転出するときは、引き続き市の保険証を使用することができますので届け出してください。

▼必要な物 国民健康保険

障害基礎年金

市役所国保年金課 ☎0587(32)1328

国民年金に加入していた期間などに、初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気が原因で障害が残った場合、申請すると、障害基礎年金を受給することができます。

●受給要件 次の全てを満たしていること
①国民年金保険料の納付要件
初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む)が3分の2以上ある、



証、在学証明書、世帯主および子どものマイナンバーが分かるもの、届け出するかたの本人確認ができるもの▼届出先 市役所国保年金課、支所、市民センター

※学校を卒業したときや社会保険に加入したときは、速やかに届け出てください

②障害等級 初診日から1年6カ月を経過したとき、またはその後6歳に達するまでの間に障害の程度が、国民年金法の1級または2級の障害状態であること。 ※身体障害者手帳の障害等級とは異なります

支給年金額

●支給年金額
1級：97万4125円
2級：77万9300円

※次のいずれかの条件に該当する子がいる場合、額が加算されます ①18歳到達年度の末日までの子②障害等級が1級または2級の状態にある20歳未満の子

加算額 第1子・第2子：各22万4300円、第3子以降：各7万4800円

●申請先
第1号被保険者期間中、20歳未満または60歳以上65歳未満の間に初診日があるかた：市役所国保年金課
第3号被保険者期間中に初診日があるかた：一宮年金事務所(☎0586(45)1418)

平成31年度稲沢市久納奨学基金奨学生の募集

問合先 市役所庶務課 ☎0587(32)1435

奨学の意欲があり、修学のための経済的支援が必要と認められる高等学校などの生徒に奨学金を支給します。

▶対象 市内在住で、3月に市内中学校を卒業し、4月から高等学校などに進学するかた▶定員 20人▶奨学金額 月1万円(原則、返済不要です) ※手続きなど詳しくは市内中学校または市役所庶務課へお問い合わせください

▼振込日 2月8日(金)

特別障害者手当などの振り込み

市役所福祉課 ☎0587(32)1281

平成30年11月～1月分の特別障害者手当、障害児福祉手当を指定された預金口座に振り込みますので、確認してください。

医療費・食事代の限度額

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

市役所国保年金課 ☎0587(32)1325

一つの医療機関での医療費・食事代の限度額は、世帯の課税状況により異なります(左表)。現役並み所得のI・II

医療費・食事代の限度額

負担割合	医療費(高額療養費 ※1)		食事代 1食	
	自己負担額(月額)			
	外来(個人)	外来+入院(世帯)		
3割	III 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数該当140,100円]	460円 ※2	
	II 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数該当93,000円]		
	I 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当44,400円]		
1割	一般	18,000円 ※3	57,600円 [多数該当44,400円]	210円 ※4
1割	区分II	8,000円	24,600円	100円
	区分I		15,000円	

- ※1 過去12カ月以内に世帯の限度額を超えて高額療養費に3回以上該当している場合は、4回目以降から[多数該当]の金額になります
- ※2 継続して精神病床に入院しているかたは、退院するまでは1食260円です。指定難病患者のかた(区分I・IIに該当しないかた)は、1食260円です
- ※3 年間(平成30年8月から2019年7月まで)の上限は144,000円です
- ※4 直近の12カ月間で入院が91日目からの食事代は160円です(県外の後期高齢者医療や他の健康保険加入期間の入院日数も算定対象になります)
- ※5 区分I…世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円のかたと、世帯全員が住民税非課税で被保険者本人が老齢福祉年金を受給しているかた
区分II…住民税非課税世帯で、区分Iに該当しないかた

福祉医療費の助成

市役所国保年金課 ☎0587(32)1325

●償還払いで医療費を支給する場合がります
県外で受診した場合など

は、医療費をいったん自分で負担し、後日申請により払い戻される場合があります。医療費の払い戻しの申請をしないかたは手続きをしてくださ(受診した月から5年が経過しているものは、時効により請求できません)。

▼対象 県外の医療機関での医療費、平成26年度分の中学生の子ども医療費(3分の2助成)、後期高齢者福祉医療の障害者総合支援法における精神通院に該当するかたの精神通院医療費など▼申請に必要なもの 領収書、印鑑、預金通帳など振込先の分かるもの、健康保険証、医療費受給者証(持っているかたのみ)、高額療養費などの健康保険組合が発行した支給決定通知書(該当するかたのみ) ※このほかにも書類が必要となる場合があります▼申請先 市役所国保年金課、支所、市民センター

福祉医療費と確定申告

福祉医療費として支給された医療費は、確定申告などの医療費控除において「医療費を補填する保険金等」にあたり



「寄付ありがとうございます」

- 市のイベントのために
豊田合成(株)様(清須市)
太陽光発電パネル付きLEDランプ 1000個
- 福祉のために
ユースンS.L(株)様(陸田町) 10万円
- 消防活動用消防水利のために
(一社)ライフサポート
青空様(重本一丁目)
消火栓 1基
消防水利標識板 1本
三菱電機(株)稲沢製作所様(菱町)
消火栓 1基
消防水利標識板 1本
消防水利標識板 1本